

港湾法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令案等に関する意見募集を実施した際の政令案からの変更点は以下のとおりです。

	修正箇所	修正内容	備考
1	港湾法施行令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号	「法第 37 条の許可を与え、法第 56 条の 4 第 1 項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、又は法第 60 条の 2 第 1 項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。」を「法第 37 条第 1 項の許可を与え、法第 60 条の 2 第 1 項の規定により当該許可に必要な条件を付し、又は法第 56 条の 4 第 1 項の規定により当該許可を取り消し、その効力を停止し、当該条件を変更し、若しくは新たな条件を付すること。」に修正する。	技術的修正
2	港湾法施行令第 16 条の 3 の表、第 16 条の 5 第 2 項及び沖縄振興特別措置法施行令第 35 条第 4 項並びに北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に関する政令第 2 項	港湾法第 37 条第 1 項の許可が拒否される場合に新たな条件を加えるようにも見えるため、同条第 2 項の読替えを削る。	技術的修正